

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県奥州市水沢工業団地四丁目42番地

氏 名 一般財団法人水沢環境公社 理事長 菅原 今朝男
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 小島 純



許可の年月日 令和 5年 7月22日

許可の有効年月日 令和10年 7月21日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・感染性産業廃棄物
- ・汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃酸（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃アルカリ（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

有

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃酸（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃アルカリ（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別表のとおり

(以下、裏面記載)

以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5 年	7 月 2 2 日	当初許可
平成 1 0 年	7 月 2 2 日	更新許可
平成 1 5 年	7 月 2 2 日	更新許可
平成 1 6 年	7 月 1 3 日	変更届出書受理 (代表者を村田行夫から変更したこと。)
平成 1 8 年	6 月 2 9 日	変更届出書受理 (名称を財団法人水沢市清掃公社から変更したこと。)
平成 1 9 年	7 月 2 6 日	変更届出書受理 (代表者を岩井憲男から変更したこと。)
平成 2 0 年	7 月 2 2 日	更新許可
平成 2 3 年	1 月 5 日	変更届出書受理 (代表者を後藤新吉から変更したこと。)
平成 2 4 年	6 月 1 日	変更届出書受理 (名称を財団法人水沢清掃公社から変更したこと。)
平成 2 5 年	7 月 2 2 日	更新許可
平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日		事業範囲の変更許可 (特別管理産業廃棄物の種類に廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。) を追加したこと。)
平成 3 0 年	7 月 2 2 日	更新許可
平成 3 0 年	8 月 6 日	変更届出書受理 (代表者を菅野市夫から変更したこと。)
令和 5 年	7 月 2 2 日	更新許可

以下余白

5. 積替え許可 (盛岡市の許可) の有無 無

以下余白

6. 規則第 1 0 条の 1 2 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白



別表（積替え・保管施設の概要）

所在地：岩手県奥州市水沢工業団地四丁目 3 6 番地

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎥)	保管重量 (t)	備考
廃酸	—	2.25	—	—	—
廃アルカリ	—	2.25	—	—	—
汚泥	—	6.42	—	—	—

保管施設は当該事業場北東隅の建屋（24.15 ㎡）内とし、保管量は総量で 4.0 t を
限度とする。
以下余白